

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに雇用され、同社A店において就労していたところ、平成〇年〇月〇日、同店内において、上司から暴力を受け、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し「頸椎捻挫、頭部外傷」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、労災保険法第42条の規定により休業補償給付を受ける権利は時効により消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人の休業補償給付を受ける権利が時効によって消滅している  
と認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 休業補償給付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効によって消滅する  
とされているが（労災保険法第42条）、当該権利は、業務上の傷病による療  
養のため労働することができないために賃金を得られなかった日ごとに発生し、  
それぞれの日の翌日には行使することができるから、当該権利の時効は、当該  
翌日を起算点として進行するものと解される。

(2) 休業補償給付の請求は、必要な事項を記載した請求書を監督署長に提出する  
ことにより行わなければならないが（労働者災害補償保険法施行規則第13条  
及び第54条）、監督署長が請求人の休業補償給付支給請求書を受け付けたの  
は平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間  
に係る請求人の休業補償給付を受ける権利は、2年と定められている時効期間  
を徒過していることから、当審査会としても、同給付を受ける権利は時効によ  
り消滅していると判断する。

(3) 請求人は、休業補償給付の請求が遅れた理由として、裁判で判決が出たのは  
事故から3年経っていたことや監督署職員から時効についての説明がなかった  
ことなどを主張している。

しかし、決定書理由第2の2の（2）のアにおいて説示しているとおり、請  
求人の請求権行使が現実に期待できなかったとする特段の事情は認められず、  
また、法に基づく権利に対する権利者の不知は時効の進行を妨げ得ないことか  
ら、請求人の上記主張は採用できない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日か  
ら平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であっ  
て、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。